**日中一時支援事業者登録を希望される事業所様へ【ご案内】**

以下の書類を持参もしくは郵送にて提出してください。

※提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。決定までに１カ月位を要するので、余裕を持って手続きしてください(登録決定の日までに利用された分を市に請求いただくことはできません)。

■提出書類　(下記の書類を持参もしくは郵送にて提出してください。)

　・必要事項が記載された松原市日中一時支援事業者登録用調書

　・事業所の指定通知の写し（「短期入所」の指定に関するもの）

　・事業所定款等の写し（事業内容に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域生活支援事業の記載あるもの）

■決定後の流れ

　・審査後、決定通知書及び覚書を発送しますので、覚書に押印の上ご返送ください。

　・請求までに、会計室へ口座情報の登録をお願いしております。「口座振込依頼書」を作成いただき、会計室へ提出ください（様式は市ホームページに掲載されています）。

■請求について

　・１カ月分の請求については「請求書」と対象者ごとに「明細書」「実績記録票」を作成の上、翌月１０日まで（例：４月分は５月１０日まで　※３月分除く）に持参もしくは郵送にて提出してください。

■提出・問合せ先

〒５８０－８５０１　松原市阿保１丁目１番１号

松原市　福祉部　障害福祉課

ＴＥＬ：０７２－３３７－３１１５

ＦＡＸ：０７２－３３７－３００７

メール：syougaifukushi@city.matsubara.osaka.jp